

令和元年度法務省委託事業「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」における  
採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報の企画・制作・掲載に関する入札（仕様書）

**1 件名**

「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」における採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報の企画・制作・掲載

**2 目的**

令和元年度に開催する「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」に関し、国民に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるとともに、法務省の人権擁護機関が実施する人権相談の窓口周知を図ること等を目的に、採録記事及び人権相談受付窓口等の広報を新聞等に掲載する。

**3 訴求対象**

国民全般（主に小学校中学年から中学生及び高校生）

**4 発注概要**

- (1) 採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報の企画、取材、制作及び掲載手続に係る一切  
※ 掲載紙の選定・企画、掲載に係る手続・連絡調整
- (2) 別媒体（一般紙以外）における連動広報等の企画・実施 ※ 任意
- (3) 採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報に係る効果測定のための参考情報収集調査の企画・実施
- (4) 実施結果報告書の作成
- (5) その他必要な手配等一切

**5 各業務内容**

- (1) 採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報に関する企画、取材、制作及び掲載手続に係る一切  
ア 掲載紙  
(ア) 全国を網羅した購読者の多い新聞であること。  
(イ) 掲載紙については、一人でも多くの国民が接触することができるよう、発行部数や発行地域等を考慮の上、啓発効果が最も高いと判断される媒体を選択するとともに、その選択理由を提示すること。  
(ウ) 法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動に係る記事等が掲載されるのにふさわしい媒体を選定すること。媒体の選定に当たっては、複数の媒体を組み合わせた提案も可とする。

イ 掲載概要

採録記事＋法務省の人権擁護機関等の広報

- (ア) 掲載時期：令和元年 10 月 17 日（木）～10 月 20 日（日）、10 月 24 日（木）～10 月 27 日（日）及び 10 月 31 日（木）～11 月 4 日（月祝）
- (イ) 採録記事：「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」の内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事（10 段又は同等のスペース）
- (ウ) 新聞広報：人権相談窓口等の紹介を中心とした広報（5 段又は同等のスペース）  
※ 参考：人権相談

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

平成 31 年度啓発活動強調事項

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)

- (エ) 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～／家族で考えるハンセン病」の案内（掲載スペースの面積は自由）
- ※ 「ハンセン病問題～過去からの証言 未来への提言～」(56分)  
参考：YouTube 人権チャンネル <https://youtu.be/eRKCmf-kcSw>
  - ※ 「家族で考えるハンセン病」(20分)  
参考：YouTube 人権チャンネル <https://youtu.be/37exbrNgw3Y>
  - ※ 法務省の人権擁護機関等の広報の企画・制作に当たっては、当センターが提供する素材を基にデザイン、レイアウトを行うこと。
  - ※ 紙面について、モノクロ又はカラーのどちらの提案とするか、企画書中に明示すること。
  - ※ スペース等に余裕がある場合は、法務省の人権擁護機関等が実施する事業に関する情報を付加する等の工夫をすること。
  - ※ 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材（取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと）、記事作成等必要な手配を行うこと。

ウ 「法務省の人権擁護機関等の広報」作成に当たっての必須要素

(ア) 人権相談窓口の広報

- ・ みんなの人権 110 番（全国共通）0570-003-110（ゼロゼロみんなのひやくとおばん）
- ・ 子どもの人権 110 番（全国共通・通話料無料）0120-007-110（ゼロゼロなのひやくとおばん）
- ・ 女性の人権ホットライン（全国共通）0570-070-810（ゼロナゼロのハートライン）
- ・ インターネット人権相談受付窓口
  - \* パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
  - \* 携帯電話 [http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index\\_k15.html](http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html) を参照
- ・ 外国人のための人権相談
  - \* <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- ・ 子どもの人権 SOS ミニレター
  - \* [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html) を参照 等

(イ) 法務省人権擁護局の SNS の周知

Facebook <https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>  
 Twitter [https://mobile.twitter.com/MOJ\\_JINKEN](https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN)  
 LINE @JINKEN01

(ウ) クレジット等

- 法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会の名称と、以下 URL を掲載すること。
- ・ 法務省人権擁護局ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
  - ・ 人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ <http://www.moj.go.jp/jinkennet>
  - ・ YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
  - ・ YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

(エ) その他

広報スペースに余裕がある場合は、上記「(ア)」から「(ウ)」以外の要素を付加した上での提案も可能。

例 人権ライブラリーのホームページ <http://www.jinken-library.jp>

(2) 別媒体における連動広報等の企画・実施に関する業務（任意提案）

(1) 以外に、新聞広報と連動した別媒体における広報（一例として、下記「ア」～「ウ」による広報）の実施など、より効果的な人権啓発につながると考えられる要素があれば提案すること  
<広報例>

ア「採録記事＋新聞広報」の新聞折込広告

イ「採録記事＋新聞広報」の掲載紙（全国紙、地方紙問わず）関連ウェブサイト等への掲載

ウ「採録記事＋新聞広報」の雑誌等への掲載等

※ 上記「ア」～「ウ」以外に、啓発及び周知広報、人権啓発の効果が高いと考えられる媒体・方法がある場合は、提案して差し支えない。なお、昨（平成30）年度の青森会場と同等の広報量を想定。

<昨（平成30）年度の別媒体広報実績>

採録記事の抜き刷り（青森会場）

・「読売 KODOMO 新聞」（タブロイド判／片面カラー）の抜き刷りを5,000部作成、配布

・「読売中高生新聞」（タブロイド判／片面カラー）の抜き刷りを5,000部作成、配布

※ 開催地の地域住民をはじめとする国民が一人でも多く接触することができるよう、媒体ごとの特性をはじめ、発行部数や放映回数、日時・期間、接触率等、様々な要素を考慮した上で、広報効果が最も高いと判断される計画を立て、その計画理由を提示すること。

※ 法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動に係る記事等が掲載されるのにふさわしい媒体を選定すること

※ デザイン・レイアウトについては、一人でも多くの国民が興味・関心を持ち、内容を読んでもらえるよう創意・工夫を凝らすこと。

※ 複数の媒体で広報を計画する場合、広報実施日は可能な限り同一日又は同一期間内とすること。

※ 印刷物などの広報物のデザインについては、モノクロ、カラーどちらの提案とするか、企画書中に明示すること。

※ スペース等に余裕がある場合は、法務省の人権擁護機関が実施する事業に関する情報を付加する等の工夫をすること。

※ 独自ドメイン取得を要する特設サイトの企画は不可。

(3) 採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報に係る効果検証のための参考情報収集調査の企画・実施

ア 調査対象： 採録記事等掲載紙読者又はそれに類する者

イ 有効回答数： 50以上

ウ 調査エリア： 任意の地域とする。ただし、少なくともシンポジウム関係地域内の2つ以上の団体等を対象に実施すること。

エ 調査項目： 最終的な設問数や設問の内容、選択肢の内容等は、受注者の企画案を基に、当センターとの協議を経て定めるものとする。ただし、設問数は、性別や年代等基本的な事項以外に、10～15問程度行うこととする。

オ 調査結果： 表やグラフなどで見やすくまとめることとする。自由回答欄がある場合は、全てテキストデータ化し、一覧等にまとめること。採録記事等掲載（実施）終了後、迅速に効果検証を実施し、調査完了後2週間以内に媒体ごとに結果をとりまとめ、当センターに提出すること。

※ 効果検証の集計方法等についても具体的に提示すること。

※ 効果検証のとりまとめ方については、当センターと協議の上決定することとする。

#### (4) 実施結果報告書の作成

- ア 本業務の実施結果及び効果検証結果を取りまとめた報告書を作成すること。
- イ 冊子形態の報告書及びそのデータは、令和元年12月27日(金)までに納品すること。
- ウ 報告書の内容として、以下の各要素が必ず含まれる形で構成すること。
  - (ア) 表紙、目次
  - (イ) 広報実施媒体と広報内容、会場の様子が分かるもの
    - ※ 採録記事及び広報掲載面の画像等を盛り込むといったように、具体的にどのような形で広報が行われたのかイメージ（ビジュアル）をつかむことができるような工夫を凝らすこと。
    - ※ 実施結果報告書については、PDFデータを人権ライブラリー・ホームページ等に掲載する予定（掲載期間の制限なし）であるため、必要な権利関係の手続を行うこと。また、追加料金等が発生しないようにすること。
    - ※ 実施結果報告書の内容については、受注者が取りまとめたものを当センターが必要であると判断される要素が盛り込まれているか確認の上、複数回にわたり修正指示を行う場合がある。指示があった場合は、これに迅速に対応すること。

#### (5) その他必要な手配等一切

本事業の実施に伴う連絡・調整、各種手配、必要な手続等については、受注者が責任を持って行うこと。

## 6 提出書類等

### (1) 提出書類

- ア 企画書（1社2案までとする）
  - (ア) 掲載紙等の選定案
    - ① 選定した掲載紙（小・中・高校生向け）の名称・部数・発行エリア
    - ② 選定理由
  - (イ) 採録記事及び法務省人権擁護機関等の広報の企画案
    - ① 掲載スペース（段数）
    - ② デザイン案（本文はダミーで可）
    - ③ モノクロ又はカラーの区別
  - (ウ) 別媒体での連動企画案（任意提案）
    - ① 媒体内容
    - ② デザイン案（本文はダミーで可）
  - (エ) 著作権の扱い ※ 「10. その他」の「(6)」参照
  - (オ) 情報管理体制 ※ 「10. その他」の「(9)」参照
  - (カ) 本件企画完遂のための実施体制 ※ 「10. その他」の「(10)」参照
  - (キ) 工程表（制作、広報等スケジュール）
- イ 補足資料 ※ 必要に応じて
- ウ 入札書（別紙の様式を使用し封かんすること）
- エ 委任状
- オ 全省庁一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知表の写し

(2) 提出書類の部数・規格

- ア 「(1)」のア、イについては、各6セット(うち3セットは社名を入れないこと)をA4判に統一の上ファイリングすることとし、台紙等に貼り付けないこと。
- イ 「(1)」のウについては、封かんしたものを1部提出する。
- ウ 「(1)」のエ、オについては、1セットで可。

(3) 落札方式

総合評価落札方式

別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(4) 提出期限

令和元年5月23日(木)14:00まで(厳守)

ただし、(1)のウ 入札書については、5月30日(木)13:55まで(厳守)提出可

(5) 開札

令和元年5月30日(木)14:00～

※ 当センター応接室にて実施

## 7 スケジュール

- ・ 2019/05/10 (金) 入札情報開示
- ・ 2019/05/23 (木) 14:00 企画書等提出締切(厳守)
- ・ 2019/05/30 (木) 13:55 入札書提出締切(厳守)
- ・ 2019/05/30 (木) 14:00～ 開札、受注者決定 / 受注者との打合せ
- ・ 2019/06/上旬～ 掲載内容等に関する打合せ・調整
- ・ 2019/08/31 (土) 「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」開催／取材
- ・ 2019/10/17 (木)  
～10/20 (日) 及び  
10/24 (木)  
～10/27 (日)  
10/31 (木)  
～11/4 (月祝) 「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」採録の掲載及び広報の実施
- ・ 2019/12/27 (金) 実施結果報告書、成果物等提出

## 8 成果物

(1) 採録記事及び法務省人権擁護機関等の広報掲載紙等広報を行った媒体現物

- ア 法務省人権擁護局分……1セット
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター分……5セット

(2) 採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報掲載紙等各種広報のデータ(DVD-R、フラッシュメモリー等媒体にて納品)

- ア 法務省人権擁護局分……2セット
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター分……2セット
- ※ PDF及びJPEGデータにて納品すること。なお、PDFは文字の部分を選択できる(テキストデータとして抽出等可)形態にすること。

(3) 当該シンポジウムの反訳データ(Eメール及びDVD-R、フラッシュメモリー等媒体にて納品)

- ア 納品物

「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」の反訳データ

イ 納品先

(ア) 法務省人権擁護局分…… 2 セット

(イ) 公益財団法人人権教育啓発推進センター分…… 2 セット

(4) シンポジウムの会場の様子を撮影した画像データ (DVD-R、フラッシュメモリー等媒体にて納品)

ア 納品物

「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』静岡会場」の画像データ

イ 納品先

(ア) 法務省人権擁護局分…… 1 セット

(イ) 公益財団法人人権教育啓発推進センター分…… 2 セット

(5) 実施結果報告書

ア 法務省人権擁護局分…… 1 セット

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター分…… 2 セット

(6) 実施結果報告書のデータ (DVD-R、フラッシュメモリー等の媒体にて納品)

ア 法務省人権擁護局分…… 1 セット

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター分…… 2 セット

※ PDFで納品の場合、文字の部分を選択できる(テキストデータとして抽出等可)形態にすること。

※ 任意提案の企画に関する成果物については、原則採録記事及び法務省人権擁護機関等の広報を実施した場合と同数又は同等と考えられる物、数を提出すること。

※ (3)については、当該シンポジウム終了後、一週間以内にデータ(Microsoft Word 2016形式/拡張子「.docx」)を納品すること。

※ (4)については、会場の外観、ロビー(展示物あり)の来場者や受付等の様子、ホール内の様子、各パネリスト及びコーディネーターの発表・発言の様子、トークショーやコンサート(現時点で未定)等の様子等について、JPEG又はTIFFデータにて、様々なアングルから撮影した写真(各要素複数枚、40~50枚程度)を提供すること。また、会場内や展示パネル等の設置スペース等については、来場者を含める形で撮影を行うこと。

※ (4)については、当該シンポジウム終了後、3日間以内にデータ納品すること。

## 9 納品先

(1) 法務省人権擁護局人権啓発課(〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1)

(2) 公益財団法人人権教育啓発推進センター(〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-1KDX 芝大門ビル4F)

## 10 その他

(1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。

(2) 本入札の参加に要する経費は、応募者が負担する。

(3) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。

(4) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

(5) 本事業の実施に当たっては、企画内容の修正を要する場合には、これに対応すること。なお、修正等に要する経費については、当センターが修正内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、契約金額の範囲に含むものとする。

(6) 本事業の実施に当たり、著作権については、法務省に帰属するものとする。また、受注者は一切

の著作人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。また、当センター発行誌や当センターウェブサイト等で行う広報においても、本事業で制作した広報デザインを使用することを考慮し、各種適切な権利処理を行うこと。なお、そのことについて企画書中に明記すること。

- (7) 成果物は、法務省の人権擁護機関又は当センターの事業報告、法務省内のイントラネット、ウェブサイト、データベース等で事業実績としての紹介や、PDF データ等を閲覧及びダウンロード可能な状態にする予定である。
- (8) 昨（平成 30）年度の「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』青森会場」（2018（平成 30）年 7 月 21 日（土）開催）の様子は、動画共有サイト YouTube「人権チャンネル」にて視聴可能。  
※ 参考：<https://www.youtube.com/jinkenchannel>  
（再生リスト「◎ 人権に関するシンポジウム等」参照）
- (9) 本事業を実施するに当たって知り得た法務行政や当センターに関する情報等については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。また、そのことについて、企画書中に明記すること。
- (10) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、企画書中に明記すること。
- (11) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、企画書等への必要事項の記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議の上、決定する。
- (13) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除することがある。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (14) 本件について、第三者への一括再委託は行わないこと。
- (15) 本入札への参加を希望する場合は、その旨を 5 月 17 日（金）までに当センターまで口頭又は Eメール等にて一報のこと。

## 11 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

## 12 問合せ先・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第 2 係 堀江  
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F  
TEL 03-5777-1802（代表） / FAX 03-5777-1803  
Eメール [horie@jinken.or.jp](mailto:horie@jinken.or.jp)  
URL <http://www.jinken.or.jp>  
Twitter @jinken.center  
YouTube「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>